

令和元年度から引き続き 「地域企業再建支援事業費補助金」事業を実施します

令和元年台風第19号により事業用資産が被災した中小企業者の事業再開を支援するため、国・県の交付金を活用し、施設設備の復旧費に対して補助金を交付します。なお、この制度は復旧済みの中小企業者も対象となります。

- ◆対象 令和元年台風第19号で被災した中小企業者
- ◆補助対象経費 施設設備の(1)修繕に要した経費(2)代替取得に要した経費(3)清掃委託に要した経費
- ◆補助率 3/4
- ◆上限額 なし
- ◆必要書類 ①被災資産を所有していたことが証明できる書類（償却資産明細、売買契約書など）
②被災状況が確認できる書類、写真など ③完成写真 ④復旧に要する経費が確認できる書類（見積書など） ⑤支払いを証明する書類（領収書の写しなど） ⑥保険金の書類（ある場合） ⑦最新の確定申告書の写し ⑧法人の登記事項証明書（履歴事項全部証明書）または住民票の写し ⑨り災証明書などの写し ⑩市税の納税証明書
- ◆申請時期 9月1日(火)～18日(金)
- ◆その他 補助対象経費の総額から、災害を事由として支払われた保険金（共済金、給付金など）の額を除外した額をもとに補助金を算定します

例) 補助金額 = (補助対象経費(税抜) - 保険金) × 3/4

※条件など詳細は、お問い合わせください

申し込み・問い合わせ 市商工観光課 商工業支援係 ☎27-8421

天神歩道橋撤去に伴う市道只越天神町線交通規制のお知らせ

老朽化した天神歩道橋の撤去解体工事に伴い、市道只越天神町線の交通規制を夜間から早朝にかけて行います。ご不便をおかけしますが、ご理解、ご協力をお願いします。

●規制内容および期間

- 片側交互通行 9月16日(水)～18日(金)の21時～翌朝5時まで
- 全面通行止め 9月23日(水)～25日(金)の21時～翌朝5時まで

- ※天候や作業状況によって期間が変更となる場合があります
- ・鶴住居方面へ行き来する人は、釜石バイパスをご利用ください
- ・天神町にお住まいの皆さんは、う回路（市道天神町3号線 ※大型車通行不可）をご利用ください
- ・規制を実施する際は、誘導員を配置しますので指示に従ってください
- ・歩行者の通行は可能です。誘導員の指示により通行してください



天神歩道橋



高収益作物次期作支援交付金のお知らせ

新型コロナウイルス感染症の拡大により売り上げが減少するなどの影響を受けた高収益作物(野菜、花き、果樹、茶)について、次期作に前向きに取り組む生産者を支援します。詳細はお問い合わせください。

- 交付対象 令和2年2月から4月の間に高収益作物の出荷実績がある、または廃棄などにより出荷できなかった生産者
※5月以降に出荷した生産者への支援については、JAいわて花巻営農センター沿岸または市農林課にお問い合わせください
- 支援内容 高収益作物の次期作に向けた取り組みに対して、基本単価5万円（10アールあたり）を交付（中山間地域などは単価を1割加算）

問い合わせ JAいわて花巻営農センター沿岸 ☎42-7715
市農林課 農業振興係 ☎27-8426

家畜の飼養衛生管理基準が改正されました

家畜伝染病予防法により、家畜（牛、豚、馬、鶏・チャボ・うずらなどの家きん、めん羊・山羊）を飼っている人に守っていただく「飼養衛生管理基準」が改正となりました。衛生管理区域内での愛玩動物（猫など）の飼養禁止や、当該区域から病原体を「持ち出さない」対策などが強化された他、牛では放牧制限の準備などが新たに定められました。詳細は、県南家畜保健衛生所のホームページをご覧ください。



県南家畜保健衛生所
ホームページ

問い合わせ 岩手県県南家畜保健衛生所 ☎0197-23-3531

天神町にお住まいの人・用事のある人



鶴住居方面へ行き来する人



問い合わせ 市建設課 土木係 ☎27-8430